

港湾工事共通仕様書一部改訂

平成19年4月

港湾工事共通仕様書(H19.3版)一部改訂 新旧比較表

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-23	第1編共通編 第1章総則 1-1-3 設計図書の照査等	1. ~ただし、共通仕様書等市販されているものに~	1. ~ただし、共通仕様書等市販・公開されているものに~	○追記
2-24	第1編共通編 第1章総則 1-1-6 工事実績情報(工事カルテ)の作成・登録	なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ただし、工事請負代金2500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。工事請負代金のみ変更の場合は、完成時に登録するものとする。	○追記
2-27	第1編共通編 第1章総則 1-1-15 調査・試験等	3. (3)~下請負者へも行う場合があるので~	3. (3)~下請負者へも求める場合があるので~	○誤謬
2-36	第1編共通編 第1章総則 1-1-31 諸法令、諸条例の遵守	原文なし	(58)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)	○追記
2-37	第1編共通編 第1章総則 1-1-33 第三者への説明等	原文なし	(3. と4. の間に挿入) 4. 請負者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。 ※以下、条ずれ	○追記
2-37	第1編共通編 第1章総則 1-1-35 工事の測量	3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている工事用基準面を基準として行うものとする。	3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準として行うものとする。	○表現の変更
2-39	第1編共通編 第1章総則 1-1-40 臨機の措置	2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、	2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、	○追記

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-40	第1編共通編 第1章総則 1-2-2 現場管理	3. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、 現場代理人 は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	3. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号) 」又は「 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号) 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、 請負者 は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	○追記 ○表現の変更
2-41	第1編共通編 第1章総則 1-2-2 現場管理	4. 請負者は、当該工事において、～低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務づけている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。	4. 請負者は、当該工事において、～低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務づけている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号、)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。	○追記
2-43	第1編共通編 第1章総則 1-2-7 品質管理	2. 請負者は、品質に異常値が～品質確認に必要な試験等を指示することができるものとする。	2. 請負者は、品質に異常が～品質確認に必要な試験等を指示することができるものとする。 なお、それらに要する費用については請負者の負担とするものとする。	○追記
2-45	第1編共通編 第1章総則 1-2-10 環境保全	原文なし	6. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するよう努めなければならない。	○追記
2-45	第1編共通編 第1章総則 1-2-11 建設副産物	3. ～再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して～	3. ～再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、 建設汚泥の再利用に関するガイドライン等(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日) を遵守して～	○追記

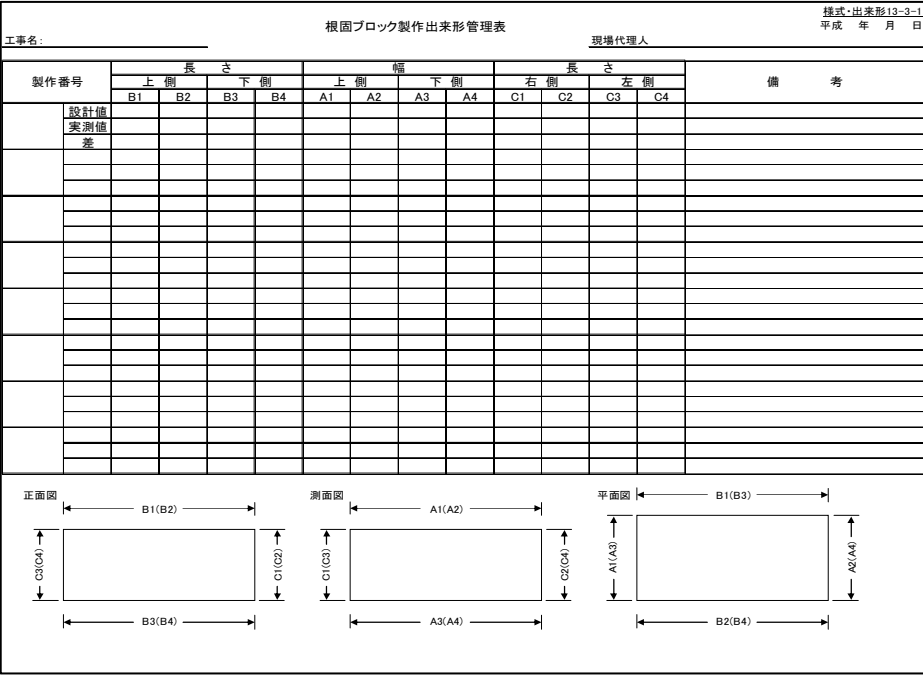
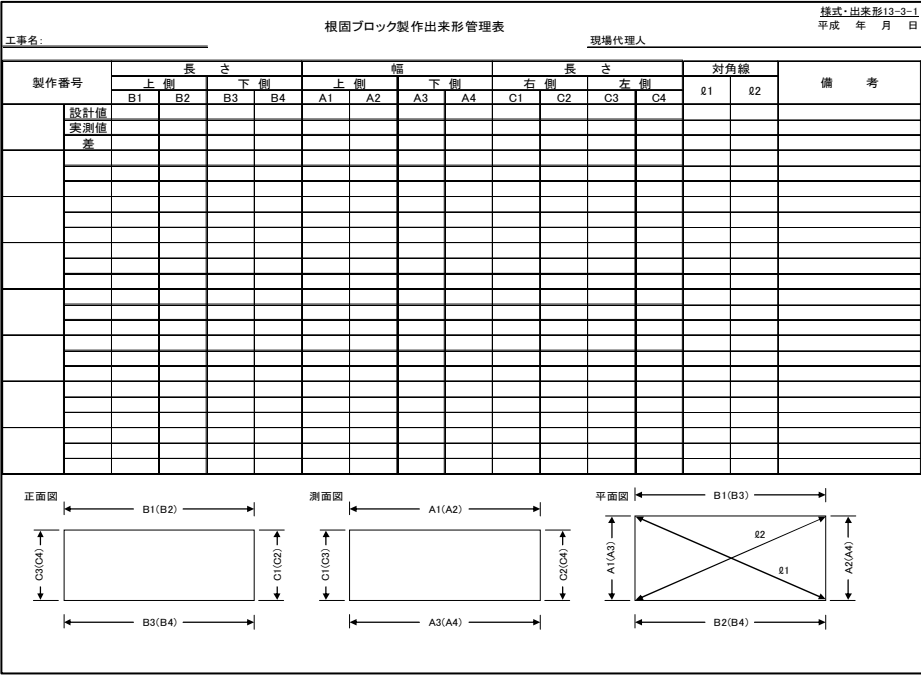
頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-46	第1編共通編 第1章総則 1-2-11 建設副産物	6. 請負者は～実施状況を記録し、監督職員に提出しなければならない。	6. 請負者は～実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び、「再生資源利用促進書(実施書)」を監督職員に提出しなければならない。	○表現の変更
2-46	第1編共通編 第1章総則 1-2-12 創意工夫	原文なし	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。	○追記
2-48	第1編共通編 第1章総則 1-3-1 適用	原文なし	(12. を追加) 12. 請負者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。	○追記
2-72	第1編共通編 第2章材料 2-18-1 アスファルト舗装	3. 請負者は、事前に、マーシャル試験を行い、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定し、配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 ただし、これまでの実績により、加熱アスファルト混合物がマーシャル試験に対する基準値に適合することが明らかである場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得て、マーシャル試験を省略することができる。 また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、請負者は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 4. 請負者は、舗設に先立ち、本条第3項のマーシャル試験により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が……ならない。	3. 請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、請負者は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 4. 請負者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が……ならない。 ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	○表現の変更 ○表現の変更 ○追記
2-80	第1編共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。これ以外の場合、本条第3、4項の規定によるものとする。	1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条第3、4項の規定によるものとする。	○追記 ○誤謬

港湾工事共通仕様書(H19.3版)一部改訂 新旧比較表

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-91	第1編共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 4-10-4 組立て	4. 請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置しなければならない。スペーサは本体コンクリートと同等以上の品質のモルタル又はコンクリート製スペーサにより、鉄筋と型枠の間隔を正しく保たなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4. 請負者は、 設計で定める鉄筋かぶり厚を確保しなければならない 。また、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置する場合、スペーサは本体コンクリートと同等以上の品質のモルタル又はコンクリート製スペーサによるものとし、鉄筋と型枠の間隔を正しく保たなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	○表現の変更
2-142	第1編共通編 第5章 一般施工 5-7-3 ケーソン進水据付工	6. (4) 請負者は、沈設仮置してあるケーソン浮上時の排水は各室の水位差を1m以内とする。	6. (4) 請負者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	○表現の変更
2-143	第1編共通編 第5章 一般施工 5-7-3 ケーソン進水据付工	6. (15) 請負者は、沈設仮置してあるケーソン浮上時の排水は各室の水位差を1m以内とする。	6. (15) 請負者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	○表現の変更
2-145	第1編共通編 第5章 一般施工 5-8-3 本体ブロック据付工	1. (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	1. (1) 削除	○削除
2-148	第1編共通編 第5章 一般施工 5-10-4 捨ブロック工	2. (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	2. (1) 削除	○削除
2-152	第1編共通編 第5章 一般施工 5-15-4 被覆ブロック工	2. (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	2. (1) 削除	○削除
2-152	第1編共通編 第5章 一般施工 5-15-5 根固ブロック工	2. (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	2. (1) 削除	○削除
2-155	第1編共通編 第5章 一般施工 5-16-3 上部ブロック工	2. (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	2. (1) 削除	○削除

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要												
2-278	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工 1. サンドドレーン 位置(測定方法)	トランシット及び光波測距儀により測定	トランシット及び光波測距儀等により測定	○表現の変更												
2-280	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工 4. ペーパードレーン 位置(測定方法)	トランシット及び光波測距儀により測定	トランシット及び光波測距儀等により測定	○表現の変更												
2-280	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工 6. グラベルドレーン 位置(測定方法)	トランシット及び光波測距儀により測定	トランシット及び光波測距儀等により測定	○表現の変更												
2-282	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-2 締固工 1. ロッドコンパクション 位置(測定方法)	トランシット及び光波測距儀により測定	トランシット及び光波測距儀等により測定	○表現の変更												
2-284	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-3 固化工 1. 深層混合処理杭 位置(測定方法)	トランシット及び光波測距儀により測定	トランシット及び光波測距儀等により測定	○表現の変更												
2-299	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-13 コンクリート舗装工 1. 下層路盤 厚さ(測定単位)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>測定単位</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 cm</td> <td>-4.5 cm</td> </tr> </tbody> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 cm	-4.5 cm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>測定単位</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 mm</td> <td>-4.5 cm</td> </tr> </tbody> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 mm	-4.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 cm	-4.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 mm	-4.5 cm														

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要												
2-299	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-13 コンクリート舗装工 2. 上層路盤 厚さ(測定単位)	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 cm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 cm	-2.5 cm	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 mm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 mm	-2.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 cm	-2.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 mm	-2.5 cm														
2-299	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-13 コンクリート舗装工 3. コンクリート舗装版 幅(測定単位)	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 cm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 cm	-2.5 cm	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 mm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 mm	-2.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 cm	-2.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 mm	-2.5 cm														
2-301	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-14 アスファルト舗装工 1. 下層路盤 厚さ(測定単位)	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 cm</td> <td>-4.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 cm	-4.5 cm	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>1 mm</td> <td>-4.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	厚さ	1 mm	-4.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 cm	-4.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
厚さ	1 mm	-4.5 cm														
2-301	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-14 アスファルト舗装工 3. 基層 幅(測定単位)	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 cm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 cm	-2.5 cm	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 mm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 mm	-2.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 cm	-2.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 mm	-2.5 cm														
2-301	港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-14 アスファルト舗装工 4. 表層 幅(測定単位)	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 cm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 cm	-2.5 cm	<table border="1"> <tr> <td>測定単位</td> <td>測定単位</td> <td>許容範囲</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1 mm</td> <td>-2.5 cm</td> </tr> </table>	測定単位	測定単位	許容範囲	幅	1 mm	-2.5 cm	○誤謬
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 cm	-2.5 cm														
測定単位	測定単位	許容範囲														
幅	1 mm	-2.5 cm														
2-326 2-386	港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工 1. 根固ブロック製作 対角線(許容範囲)	原文なし	2-386の出来形管理表にQ1、Q2を追記	○誤謬												

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-386	港湾工事出来形管理基準 様式・出来形13-3-1 根固ブロック製作出来形管理表 対角線(許容範囲)	対角線の記入欄および図示なし 	対角線の記入欄の追記およびQ1、Q2を図示 	○誤謬

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-500	添付資料 5. アルカリ骨材反応抑制対策について	原文なし	<p>(土木構造物)実施要領を追記 (別紙) アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領</p> <p>アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。</p> <p>1. 現場における対処の方法 a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合 現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。 b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合 レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。 c. コンクリート工場製品を使用する場合 プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2.1～2.3のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。</p> <p>2. 検査・確認の方法 2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制 試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na₂O換算値%)/100×単位セメント量(配合表に示された値kg/m³)+0.53×(骨材中のNaCl%)/100×(当該単位骨材料kg/m³)+混和剤中のアルカリ量kg/m³が3.0kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。 防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。 なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。</p> <p>2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用 高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)またはC種であることを試験成績表で確認する。また、混和剤をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。</p> <p>2.3 安全と認められる骨材の使用 JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)または、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注)で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。 なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用されたフェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験等による確認を行う。 (注) 公的機関またはこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人であるもの)</p> <p>3. 外部からのアルカリの影響について 2.1 および 2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないこととし、下記のとおり、塩害防止も兼ねて塗装等の塩害防止対策を講ずる。また、下記のとおり、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じるおそれのある場合、塩害防止対策を講ずる。 1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある場合 2) 2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じるおそれのある場合 3) 橋桁等、被害を受けると重大な影響を受ける場合</p>	○追記

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要																																		
3-3	提出書類様式集 提出書類様式一覧 (請負者作成分)	原文なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類名</th> <th>契約書</th> <th>共通仕様書</th> <th>作成者</th> <th>宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58-1</td> <td rowspan="2">高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>請負者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>58-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>建設業退職金共済証紙購入状況報告書</td> <td>—</td> <td>第1編 1-1-39</td> <td>請負者</td> <td>発注者</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類名	契約書	共通仕様書	作成者	宛名	58-1	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	—	—	請負者	—	58-2					59	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	—	第1編 1-1-39	請負者	発注者	○追記											
様式番号	提出書類名	契約書	共通仕様書	作成者	宛名																																	
58-1	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	—	—	請負者	—																																	
58-2																																						
59	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	—	第1編 1-1-39	請負者	発注者																																	
3-85-a	提出書類様式集 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	原文なし	<p>様式番号58-1</p> <p>別添様式 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>請負者名</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>評価内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力</td> <td>□施工規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□構造物固有</td> <td>複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事</td> </tr> <tr> <td>□技術固有</td> <td>特殊な工種及び工法 新工法（機器類含む）及び新材料の適用</td> </tr> <tr> <td>□自然・地盤条件</td> <td>湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等</td> </tr> <tr> <td>□周辺環境等、社会条件</td> <td>埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>□現場での対応</td> <td>災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫</td> <td>□準備・後片付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□施工関係</td> <td>施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫</td> </tr> <tr> <td>□品質関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□安全衛生関係</td> <td>安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫</td> </tr> <tr> <td>□施工管理関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">□社会性等 地域社会や住民に対する貢献</td> <td>□その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□地域への貢献等</td> <td>地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 該当する項目の□にレマーク記入。 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。</p>	工事名	請負者名	項目	評価内容	備考	□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□施工規模		□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類含む）及び新材料の適用	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け		□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	□品質関係		□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	□施工管理関係		□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□その他		□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	○追記
工事名	請負者名																																					
項目	評価内容	備考																																				
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□施工規模																																					
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事																																				
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類含む）及び新材料の適用																																				
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等																																				
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理																																				
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応																																				
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け																																					
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫																																				
	□品質関係																																					
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫																																				
	□施工管理関係																																					
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□その他																																					
	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施																																				

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要															
3-85-b	提出書類様式集 高度技術・創意工夫・社会性等 に関する実施状況(説明資料)	原文なし	<p>様式番号58-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td>評 価 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">提 案 内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px;">(説 明)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 200px;">(添付図)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。</p> </div>	工 事 名		/	項 目	評 価 内 容		提 案 内 容			(説 明)			(添付図)			○追記
工 事 名		/																	
項 目	評 価 内 容																		
提 案 内 容																			
(説 明)																			
(添付図)																			

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要					
3-85-c	提出書類様式集 建設業退職金共済証紙購入状 況報告書	原文なし	<p>様式番号59</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設業退職金共済証紙購入状況報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> <td style="width: 15%;">契約額</td> <td style="width: 15%;">金</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>(掛金収納書を添付する。)</p> <hr/> <p>(掛金収納書を添付しない理由)</p> <hr/> <p>上記のとおり共済証紙を購入したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(請負者)</p> </div>	契約月日	平成 年 月 日	契約額	金	円	○追記
契約月日	平成 年 月 日	契約額	金	円					